

P T A のしおり

西宮市立甲武中学校 P T A

☆このしおりは卒業まで大切に保存してください。

令和6年（2024年）4月版



【PTAとは】

生徒の健全な育成を願って、保護者と教職員が協力して会員相互の学習や活動を行う任意の団体です。本校のPTAは、本校に在籍する生徒の保護者及び教職員を会員とし、会員の意思が反映されるよう、民主的に運営する組織です。

【PTA方針】

～家庭・学校・地域の和を深めよう～をもとに心の豊かさを重視し、会員相互の和を図り、地域との連携を深め、PTA活動をととして学校教育の振興に協力します。

1. PTA活動の充実

- ☆ 各学年、学級間の連携の強化を図ります。
- ☆ 各委員会の充実及び委員相互の親睦を深めます。
- ☆ PTA行事の充実を図り、積極的な参加を推進します。
 - ・ 学年PTAの充実
 - ・ 広報紙の充実
 - ・ 講演会の充実
 - ・ 文化、スポーツ活動の充実（PTA交流会・バレーボール部・コーラス部など）
- ☆ 心の学習を推進します。
 - ・ 西宮市PTA連合会（みや連P）、西宮市人権・同和教育協議会（西同協）、公民館などの講演会への積極的な参加
 - ・ 人権（同和）教育推進委員会・学習会の充実

2. 保護者と教職員との相互理解及び協力体制の充実

3. 地域との連携の強化

- ☆ 青少年愛護協議会（青愛協）をととし、地域活動への積極的な参加
- ☆ 地域にも呼びかける活動の推進（講演会・卒業を祝う講演会）
- ☆ 学校運営協議会・トライやる推進委員会への参加

4. ボランティア活動の充実

- ☆ 学校行事ボランティアへの参加推進

☆ 西宮市の『ささえ』に登録する学校ボランティアとして、図書ボランティア・ガーデニングボランティア・サポートボランティア（トライやる・ウィークボランティア等）があります。これらにつきましては、それぞれのコミュニティ・スクールよりご案内のお手紙を配布させていただきます。

	主な活動内容	備考
図書ボランティア（月1～2回）	・本の貸し出し、整理	・午前か午後の3時間
ガーデニングボランティア（月1回程度）	・花壇の整備 ・美化委員・有志ボランティアとの植え替え作業	・月1回程度の一斉活動や、各自自由な時間に花壇のお手入れなどを実施 ・各学期1回1～2時間・生徒の美化委員・有志ボランティア活動日に合わせて作業
サポートボランティア	・公園清掃、体育大会、文化発表会、中連体、トライやる・ウィーク等学校行事の見守り活動	・各行事当日の見守り ・トライやるお礼ボランティア（訪問事業所の振り分けで1回集合、その後の訪問活動は各自空き時間に行う）

【PTAの組織】

《総務役員》

会長（1名）、副会長（3名）、庶務（1名）、会計（2名）、会計監査（2名）、顧問（若干名）

《委員》

- 学級委員（1、2年の各クラスより1名ずつ） ・学年委員 ・広報委員 ・役員候補者選考委員
 - 学級委員（3年の各クラスより1名ずつ） ・学年委員 ・広報委員
 - オアシス学級委員（オアシスより1名）
 - 研修委員（西同協発表校担当の年度（発表）及び前年度（準備期間）のみ選出）
 - 地区委員 各3地区より原則10名（原則計30名）
 - 宮っ子編集委員（原則2名）…… 原則として公募（但し、応募者がいない場合は広報委員より互選）
 - 補導委員（3名）…… 公募により段上・段上西・樋ノ口の各地区から1名ずつを選出。但し、応募者がいない場合は地区委員より互選。なお、地区委員会の所属となります。
- ・ 総務役員の任期は1年です。但し、再任は妨げません。総務役員を務めると、それ以降すべての委員選出対象から除外されます。
 - ・ 委員は原則として、生徒1人につき一回とし、任期は1年です。但し、再任は妨げません。委員を務めると、在籍中の生徒1人分の委員選出対象から除外されます。
 - ・ 総務役員、委員の活動開始及び終了時期は、各々の活動内容に合わせ決定されます。
 - ・ 各委員会の委員長、及び副委員長を務めると、その後の委員長、副委員長の選出対象から除外されます。但し、再任は妨げません。
 - ・ なお、委員を引き受けたにもかかわらず、その活動に一度も参加されなかった場合は、次年度以降も委員選出対象となりますので、ご承知おきください。

【PTAの機関】

《会員総会》

最高の議決機関であり、定期総会及び臨時会員総会があります。

定期総会は年度初めに開催し、次のことを決定、承認します。

- ① 予算、決算に関すること
- ② 活動方針
- ③ 役員の改選
- ④ 会則の改正
- ⑤ 活動報告

また、必要に応じて臨時会員総会を開催することができます。

《委員総会》

総務役員、校長先生、教頭先生、PTA担当教員、全委員によって構成されます。

総会に次ぐ議決機関として、重要事項の審議、決定、承認をします。

委員決定後及び年度末の年2回開催されます。

また、必要に応じて臨時委員総会を開催することができます。

《役員会》

総務役員、校長、教頭、PTA担当教員によって構成されます。

PTA活動が円滑に行われるようさまざまな議事について検討します。

《運営委員会》

総務役員、各学年、広報、選考委員会及び研修委員会（西同協発表校担当の年度（発表）及び前年度（準備期間）のみ選出）の正・副委員長、オアシス代表、地区委員会の正・副委員長、校長、教頭、PTA担当教員によって構成されます。毎月1回程度開催し、各委員会の審議事項の連絡及び調整を図ります。

《各委員会》

P T A活動の中核として、各委員会の活動を企画、実践します。

《人権（同和）教育推進委員会》

学年委員、学年委員担当、各委員人権担当（広報委員、選考委員及び地区委員より2名ずつ）、校長、教頭、学年主任、人権（同和）教育担当教員によって構成され、人権（同和）教育の推進及び啓発を図ります。年間をととして適宜開催します。

《特別委員会》

運営委員会において、その年度に必要と認められたときに設けることができます。
（業者選定委員会（3年に1度）、制服検討委員会、会則検討委員会など）

《会計予算委員会》

総務役員、各委員長、校長、教頭で構成され、年度末に、次年度予算について検討します。

【P T A会計】

一般会計（P T A会員が納める会費）と特別会計（古紙回収、公衆電話料金）があります。

- ・ P T A会費は、本校に在籍する生徒を持つ1家庭を1単位として月額200円（令和3年度より）を納入していただきます。
- ・ 古紙回収代金には、甲武中学校P T Aの古紙回収（毎月第3金曜日）による西宮市からの古紙回収奨励金が含まれています。
- ・ 特別会計は「P T A会則第21条」により、P T A活動や生徒に還元できる諸経費に充当します。
- ・ 特別会計より部活動支援として、個人で出場の場合、近畿大会以上に1万円、団体で出場の場合、宿泊を伴う県大会と、近畿大会以上に該当クラブに一律2万円の大会出場補助金を支給します。（平成22年度改定）

【総務役員について】

◇学校と連携し、P T Aを正しい目的に沿って運営、活動するための中枢機関です。

- 会長（1名）
本校P T Aを代表し、組織全体を把握し、会務を統括します。
- 副会長（3名）
会長を補佐し、会務が円滑に行われるようさまざまな会議に関する準備、連絡、調整を行います。
- 庶務（1名）
議事や活動の記録の保存、備品の発注、管理に関する庶務一切の処理にあたります。
- 会計（2名）
本会の一般会計、特別会計の収支一切を経理担当し、記録します。また会計監査を経た決算書を作成します。
- 会計監査（2名）
一般会計、特別会計を監査しP T Aの目的に沿って正しく運用されているかを検討して、総会に報告します。

◇主な活動

- ・ 各任務の遂行
- ・ 役員会の開催
- ・ 会員総会、委員総会、運営委員会の開催
- ・ 各委員会の担当（パイプ役として）
- ・ P T A関連外部団体の任務を担当（会合に出席）
※関連外部団体：青少年愛護協議会（段上・段上西・樋ノ口） 西宮市P T A連合会
- ・ P T Aだより「かたらい」の発行
- ・ 学校行事の協力

【委員について】

《学級委員》

◇会員相互の親睦を図り、学級PTAの円滑な運営にあたります。

各クラス3名 ———— ①学年委員（1名）
②広報委員（1名）
③選考委員（1名）1年・2年より選出

※4月の委員選出においては、補欠5名も選出します。

※研修委員会 今年度は選出無し。

① 学年委員（各クラス1名・オアシス代表委員（1名）

○正・副委員長 : 各学年より1名ずつ
・運営委員会に出席（学期に2回程度）

○主な活動

- ・ 委員総会に出席（年2回）
- ・ 学年委員の定例会開催（各学期1～2回）
- ・ 人権・学校教育に関する講演会の開催
- ・ 給食試食会の開催
- ・ PTA交流会の開催
- ・ 卒業記念品などの準備
- ・ トライやる推進委員会に出席・活動及びサポート

- ・ オアシス学級PTA交流会（オアシス担当）
- ・ 学校オアシス学級・総務（みや連P）との連絡係（オアシス担当）
- ・ 学校行事の協力

- 定例会とは … 学年主任の先生と各学年委員とで開かれる委員会
学校の様子や今後の活動を話し合います。

- 講演会とは … 全学年を対象に開かれる講演会で、人権や学校教育など
テーマを決めて開催します。

- 交流会とは … 全学年の先生と全学年のPTA会員を対象に開催するもので
茶話会などを開催します。

② 広報委員（各クラス1名）

○正・副委員長 : 全広報委員より1名ずつ
・運営委員会に出席（学期に2回程度）

○主な活動

- ・ 委員総会に出席（年2回）
- ・ 広報委員会の開催
- ・ 広報紙「甲武」の発行：各学期1回、及び年度初めに先生紹介号
（生徒の様子や学校及びPTAの各行事を取材、会員の声を反映した企画、編集）
- ・ 広報紙コンクールへの応募
- ・ 学年委員主催の講演会参加
- ・ 学校行事の協力

《宮っ子編集委員》

◇宮っ子編集委員会に所属し、編集・発行に携わります。委員としては広報委員会に所属します。

○選出方法

- ・ 全会員より公募します（原則2名）。
- ・ 立候補があった場合、学級委員選出前に決定します。
- ・ 立候補がなかった場合は広報委員より互選します。

○任期

1年（5月1日から翌年4月30日）

○主な活動

- ・ 委員総会に出席（年2回）
- ・ 企画会議に出席（年6回程度、アプリ甲東にて）
- ・ 校正・集稿・出稿・取材等が年数回

③役員候補者選考委員（各クラス1名） ※1、2年のみ

- 正・副委員長 : 全選考委員より1名ずつ
・ 運営委員会に出席（学期に2回程度）

○主な活動

- ・ 委員総会に出席（年2回）
- ・ 選考委員会の開催
- ・ 役員候補者の募集及び選考
- ・ 学年委員主催の講演会参加
- ・ 学校行事の協力

《地区委員》

◇生徒の安全のための活動、及び地域社会との連携を図り、協力活動を行います。

※各3小学校区より原則10名ずつ選出

地 区	段上地区	段上西地区	樋ノ口地区
地 域	田近野町 仁川町1丁目 一里山町 段上町6丁目 段上町7・8丁目 上大市5丁目	段上町1・2丁目 段上町3丁目 段上町5丁目 段上町7・8丁目 上大市3・4丁目	樋ノ口1丁目 樋ノ口2丁目 門前町 大島町、若山町 堤町、荒木町 上之町

- 正・副委員長 : 各地区より1名ずつ代表を互選し、3名の中から正（1名）副（2名）を選出
・ 運営委員会に出席（学期に2回程度）

- 青愛協担当 : 段上地区、段上西地区より各1名、樋ノ口地区より2名を選出
・ 段上、段上西、樋ノ口各地区青愛協の運営委員を兼ね、青愛協の定例会、運営委員会、行事などに参加

○主な活動

- ・ 委員総会に出席（年2回）
- ・ 地区委員会の開催（月1回程度）
- ・ あいさつ運動・地区パトロールの実施
- ・ 地区行事の手伝い：各地区夏祭りパトロール・各地区合同パトロール
- ・ 学年委員主催の講演会参加
- ・ 学校行事の協力

《補導委員》

- ・ 教育長より委託され西宮市教育委員会が所管する西宮市補導委員に所属し、地域とともに生徒たちの安全を守る補導活動を行います。委員としては、地区委員会に所属します。
- 選出方法
 - ・ 全会員より公募（段上・段西・樋ノ口地区より各１名）
 - ・ 立候補があった場合、学級委員選出前に決定
 - ・ 立候補がない場合は地区委員より互選
- 任期
 - ・ 基本２年（１年でも可）
- 主な活動
 - ・ 委員総会に出席（年２回）
 - ・ 地区委員会に出席
 - ・ 研修会・補導委員会に出席
 - ・ 街頭巡回補導（月３回程度）
 - ・ 特別な催し物・地域行事などの街頭巡回補導に従事
（各地区夏祭りパトロール、門戸厄神大祭パトロール、各地区合同パトロール等）

【補導委員詳細】

★青少年補導委員とは？

西宮市教育委員会の委託する民間ボランティアであり、決して不良非行少年を摘発するものではありません。青少年が不良化することのないように非行少年や非行に走る恐れのある青少年を早期に発見し、適切な補導にあたっていただくものです。

★補導委員の活動は？

- 1) 主に月３回程度、１時間半から２時間程度、地区毎に分けられた班編成による街頭巡回補導に従事します。
（災害補償の問題があるので代理による補導は認められません。）
- 2) 特別な催し物、祭礼、地域行事など街頭巡回補導に従事します。
- 3) 次の会に参加します。
①研修会（年２回） ②地区青少年愛護協議会等
- 4) その他、西宮市教育委員会からの依頼による各種調査活動等

★活動費

１回の活動につき１０００円。ただし、月の上限３０００円が活動費として支給されます。

★募集要項

- 1) 補導委員を引き受けられた方も委員活動１回として数えられます。但し地区委員会に極力出席いただき連携をお取りください。
- 2) 各地区から１名ずつ募集（複数の場合は後日話し合いにて、決定いたします。）
＊立候補がない場合は地区委員より選出いたします。



《内部団体について》

甲武中学校 学校運営協議会（コムスク）

コミュニティ・スクールとは、保護者・地域・学校が一体となって、「子どもたちをどう育てたいか」という目指すべき教育ビジョンを共有し、「地域とともにある学校づくり」を推進する「学校運営協議会」を設置している学校のことです。「学校運営協議会」の委員として、PTA会長、元PTA会長が参加しています。（年3回）

トライやる推進委員会

兵庫県内の公立中学校2年生が、学校を1週間離れ、自分自身の興味・関心をもとに選んだ地域の福祉施設、保育所、幼稚園、公共施設、商店、文化的施設などでさまざまな体験活動を行う事業。学校運営協議会・PTAなどが中心となって推進します。

学校運営協議会（校長・教頭・地域）・担当教員・総務役員・1年学年委員をもって組織され、年に5回の推進委員会・保護者説明会・出発式・トライやる・ウィークボランティア・帰着式等に出席します。

《各外部団体について》

西宮市PTA連合会（みや連P）

「単位PTA（単P、各校のPTA）」相互の連絡協調を図り、あわせて園児・児童・生徒の健全育成に努め、進んで西宮市の協力に寄与することを目的とする団体です。

市内の公立幼・小・中・特別支援学校の代表と教員3名によって構成されています。みや連Pの単位PTA（単P）のパイプ役として、理事会及び市内を7つのブロックに分けてのブロック交流会やブロック幹事会、企画推進委員会、特別委員会などがあります。単Pだけでは取り上げられない問題を全市的に取り組もうという点で重要な役割を担っています。総務役員より理事として副会長1名が出席します。

西宮市人権・同和教育協議会（西同協）

西宮市における人権教育の振興を図り、一層地域社会の民主化実現に努力することを目的とする団体です。

就学前・小学校・中学校・高校・大学・進路保障・PTA・男女共生・社会教育・企業・広報の専門部から成り立っています。PTA部会などに研修委員担当者が出席します。毎年秋に行われる西宮市人権・同和教育研究集会が一番大きな活動であり、PTA部では6校園が各々のPTAでの人権教育活動を発表します。

西宮市社会福祉協議会（社協）

一定の地域社会において、住民が主体となり社会福祉・保健衛生その他、生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を推進することを目的とする団体です。代議員として会長が出席します。

段上地区・段西地区・樋ノ口地区青少年愛護協議会（青愛協）

甲武中学校区の青少年健全育成ならびに非行防止のために各種団体が緊密な連絡協調を図り、地域ぐるみで愛護活動を自主的に推進することを目的とする団体です。

段上地区（毎月1回）・段西地区・樋ノ口地区（2ヶ月に1回）の定例会を開き、総務役員より担当1名・地区委員・補導委員が出席します。

段上公民館活動推進委員会

公民館活動を推進していくための組織。会長が出席します。（年2回）

甲東コミュニティ委員会（宮っ子）

西宮市民の地域情報誌「宮っ子」発行のために宮っ子編集委員2名が参加します。

西宮市補導連絡協議会（補導）

補導委員が地域といっしょに子どもたちの安全を守る活動をしします。